

福井県子ども家族館（仮称）設計業務について、技術提案書の提出を求め
るので、次のとおり公示する。

平成16年11月29日

福井県知事 西川一誠

1 技術提案書の提出に係る設計業務の概要

(1) 設計業務名

福井県子ども家族館(仮称)設計業務

(2) 設計業務の内容

延床面積約3,300㎡の福井県子ども家族館（仮称）の基本設計

(3) 建築物の建設場所

福井県大飯郡大飯町成海

(4) 設計業務の履行期限

平成17年8月31日（水）

2 技術提案書を提出するものに必要な資格

技術提案書を提出することができる者は、福井県子ども家族館（仮称）プ
ロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を受ける資格（以
下「受審資格」という。）に関し、次に掲げる事項について知事の確認を受け、
かつ、審査委員会の審査により選定された者とする。

(1) 参加表明書の提出期日の末日において、福井県の競争入札参加資格に
ついて建築関係コンサルタント業の資格を有すると決定されている者であ
ること。

(2) 参加表明書の提出期日の末日において、地方自治法施行令（昭和22
年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(3) 参加表明書の提出期日の末日において、建築士法（昭和25年法律第
202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を有する者であ
ること。

(4) 参加表明書の提出期日の末日において、児童福祉法（昭和22年法律
第164号）第40条の規定による児童厚生施設(児童館等)または展示施設
を有する空間を主要用途とする建築物（工事が完了し、供用開始している
ものに限る。）で、延床面積（複合用途の建築物である場合は、当該用途部
分の延床面積）が1,000㎡以上の設計受注実績（国内外を問わない。）
を有する者であること。

(5) 参加表明書の提出期日の末日において、「福井県工事等契約に係る指名

停止等の措置要領」の規定に基づく指名停止（「以下「指名停止」という。」または指名除外期間中でないこと。

- (6) 審査委員会の審査委員でないこと。
- (7) 審査委員会の委員が自ら主宰し、役員もしくは顧問として関係し、または所属する法人その他の組織でないこと。

3 受審資格の確認の申請手続き等

公示業務（この公示に係る設計業務をいう。以下同じ。）に関する提案をしようとする者（以下「提案者」という。）は、次のとおり知事に申請し、受審資格の確認を受けるとともに、公示業務に関する提案（以下「提案」という。）の意思を表明しなければならない。

- (1) 受審資格の確認の申請等に係る提出書類
 - ア 受審資格確認申請書（以下「申請書」という。）
 - イ 参加表明書
- (2) 申請書および参加表明書（以下「申請書等」という。）の提出方法等
 - ア 提出方法
持参、または郵送すること。
 - イ 提出期間

平成16年11月30日（火）から同年12月13日（月）まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（申請書を郵送により提出する場合には、簡易書留郵便によることとし、平成16年12月13日（月）午後4時までに必ず到着させること。）

なお、申請書等の提出後は、その追加および変更は認めない。

- ウ 提出場所および担当部局ならびに申請書等に関する問い合わせ先

〒910-8580

福井県土木部営繕課

電話 0776-20-0511

- (3) 申請書等の提出部数

申請書 1部

参加表明書 15部

- (4) 受審資格の確認の通知

受審資格の確認の結果は、書面により提案者に通知する。

- (5) 提案の意思の確認

参加表明書を提出した者は、提案の意思があるものみなす。

- (6) 申請書等の用紙および実施要項の交付場所および交付期間

- ア 交付場所
申請書等の提出場所と同じ。
 - イ 交付期間
申請書等の提出期間と同じ。
- (7) 受審資格の確認を受けられなかった者に対する理由の説明
- ア 受審資格の確認を受けられなかった提案者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合においては、平成16年12月24日(金)午後4時までに、説明を求める旨を記載した書面を申請書等の提出場所に持参して、提出しなければならない。
 - イ 説明を求めた提案者に対しては、平成17年1月4日(火)までに、書面により回答する。
- 4 審査委員会および提案者の選定
- (1) 審査委員会の委員の氏名
仙田満 長澤泰 松下聡 鈴木一光 松宮利近 市橋和廣 児玉忠
 - (2) 審査委員会の開催時期
平成16年12月下旬および平成17年3月上旬
 - (3) 提案者の選定方法
受審資格の確認を受けた提案者については、審査委員会において、公示業務に類似する設計業務を受注した実績および公示業務を遂行する能力に関し審査を行い、5者程度を選定する。
 - (4) 選定結果の通知
選定の結果は、書面により提案者に通知する。
 - (5) 選定されなかった提案者に対する理由の説明
 - ア 選定されなかった提案者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合においては、平成17年1月17日(月)午後4時までに、説明を求める旨を記載した書面を申請書等の提出場所に持参して、提出しなければならない。
 - イ 説明を求めた提案者に対しては、平成17年1月28日(金)までに、書面により回答する。
- 5 技術提案書の提出方法等
- 技術提案書は、審査委員会の審査により選定された提案者(以下「技術提案者」という。)に限り提出することができる。
- (1) 提出方法
持参し、または郵送すること。
 - (2) 提出期限
平成17年2月14日(月)午後4時(技術提案書を郵送により提出す

る場合は、簡易書留郵便によることとし、この期限までに必ず到着させること。)

なお、技術提案書の提出後は、その追加および変更は認めない。

(3) 提出場所および担当部局ならびに技術提案書の提出に関する問い合わせ

先

申請書の提出場所と同じ

6 技術提案者の特定

技術提案者について、審査委員会の審査により、次のとおり特定を行う。

(1) 特定に当たって審査する事項

ア 公示業務に類似する設計業務を受注した実績

イ 公示業務を遂行する能力

ウ 公示業務の実施方針および実施方法の妥当性

エ 技術提案書の内容の的確性、独創性、実現性等

(2) 特定の結果の通知

特定の結果は、書面により技術提案者に通知する。

(3) 特定されなかった技術提案者に対する説明

ア 特定されなかった技術提案者は、書面により、その理由について説明を求めることができる。この場合においては、平成17年3月17日(木)午後4時まで、説明を求める旨を記載した書面を申請書等の提出場所に持参して、提出しなければならない。

イ 説明を求めた技術提案者に対しては、平成17年3月28日(月)までに書面により回答する。

7 参加報酬

参加報酬は、支払わない。

8 公示業務の委託

公示業務については、特定された技術提案者に委託する。

9 委託契約に係る契約書作成の要否

要

10 特定結果の無効

特定された技術提案者が、2の各号の一に該当しないこととなった場合には、県は、特定された技術提案者に公示業務を委託しないことができる。その場合において、県は、一切の損害賠償の責めを負わない。

11 受注資格の喪失

公示業務を受託した者(以下「受託者」という。)または受託者に協力する

他の者の営む事業が製造業または建設業と関連を有する場合には、関連を有する製造業または建設業を営む者は、公示業務に基づく建設工事に係るすべての業務の受注資格を失う。

1 2 その他

- (1) 提出された技術提案書等は、返却しない。
- (2) 提出された技術提案書を公表する場合がある。
- (3) その他不明の点については、福井県土木部営繕課（電話 0 7 7 6 - 2 0 - 0 5 1 1 ）に照会すること。